



平成四年(ワ)第二〇七五号、平成五年(ワ)第二二二五号  
公式陳謝等請求事件

原告 朴 ■ 一 ほか七六名  
被告 国

第六準備書面

平成六年七月二一日

被告指定代理人

野本昌城  
井上邦夫  
宮崎芳久





京都地方裁判所第一民事部 御中

竹 望 斎 近 西 野 竹 阿 塚 高 田  
林 月 藤 藤 村 口 中 多 本 橋 村  
經 文 備 清 成 博 麻 伊 宏 厚

治 明 剛 敬 典 司 子 平 之 夫

被告は、従前認否を留保した請求原因の一部につき、本準備書面において、裁判所の理解に資するために、以下のとおり認否する。

一 請求の原因第三の一について（平成四年(ワ)第二〇七五号事件）

原告番号一

朴又淳（日本名新井又淳）が、大正十一年（一九二二年）一月二四日に出生したこと及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和十九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二

文泉福（日本名文江泉福）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、明治二十九年（一八九六年）九月一三日に出生し、昭和十九年（一九四

四年)五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号三

全壽巖については、日本名が「宮村壽巖」とあるが、被告保管資料にはかかる名前の者は見当たらない。被告の保管資料には、「宮村寿岩」という類似の名前があり、同人が「宮村壽巖」と同一人物であるとすれば、同人が、明治四〇年(一九〇七年)十一月二六日に出生したこと及び昭和二〇年(一九四五年)八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和一九年(一九四四年)五月二二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号四

車晩出(日本名安田太郎)が、昭和二〇年(一九四五年)八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告保管の資料によれば同



人は、明治三二年（一八九九年）八月二十八日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号五

福田鶴秀が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号六

重光成洙が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号七

泉原小堂が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没



により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号八

金光千述が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正八年（一九一九年）一二月二七日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号九

金海亮俊が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正四年（一九一五年）九月一二日に出生し、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一〇

王永極が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正一二年（一九二三年）一〇月三〇日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一一

良原完植が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正一二年（一九二三年）四月六日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一二

木川六在が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没

により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一三

梁川圭鎬については、被告の保管資料にかかる名前の者は見当たらなかった。被告の保管資料には、「梁川圭鍋」という類似の名前があり、同人が「梁川圭鎬」と同一人物であるとすれば、同人が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大正三年（一九一四年）三月一九日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一五

金山國光が、明治四〇年（一九〇七年）一〇月二五日生まれであること及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡



したことは認める。同人は、昭和一九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一六

大平任金が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、明治四一年（一九〇八年）七月二日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一七

趙相旭（日本名山本相旭）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一八

孫誠出については日本名が「広村誠出」とあったが、被告の保管資料にはかかる名前の者は見当たらなかった。被告の保管資料には「廣村誠出」という類似した名前があり、同人が「広村誠出」と同一人物であるとすれば、同人が明治四四年（一九一一年）一月二六日生まれであること及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和一九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号一九

大村福南が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、明治四一年（一九〇八年）四月八日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

また、大村福男が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正五年（一九一六年）一月一五日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二一

松岡福萬が、大正四年（一九一五年）二月五日生まれであること及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和一九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二二

朴善用が、大正十一年（一九二二年）一月二〇日生まれであること及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡し



たことは認める。同人は、昭和一九年（一九四四年）五月一四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二五

定川斗燦が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正一〇年（一九二一年）一二月一二日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二六

茂村有福が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二七

晋山信榮が、大正九年（一九二〇年）七月二六日生まれであること及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和一六年（一九四一年）一〇月七日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二八

金川一九が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正一〇年（一九二一年）二月二二日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号二九

呉本達植が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正九年



(一九二〇年)六月九日に出生し、昭和一九年(一九四四年)五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号三〇

山本源甲が、昭和二〇年(一九四五年)八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、大正七年(一九一八年)九月二九日に出生し、昭和一九年(一九四四年)五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号三六

鄭福男(日本名中山啓子)が、昭和二〇年(一九四五年)八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

また、中山幸子が、昭和二〇年(一九四五年)八月二四日に舞鶴湾にて浮

島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

また、中山花子が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。

二 請求の原因第三の一について（平成五年（ワ）第二二二五号事件）

原告番号五二

丁南鎮（日本名錦山南鎮）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号五三

安海龍（日本名安本海龍）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部

に所属していたものである。

原告番号五四

金判石（日本名金判山）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号五五

朴鍾洙については、被告の保管資料にはかかる名前の者は見当たらない。被告の保管資料には「朴村鍾洙」という類似した名前があり、同人が「朴鍾洙」と同一人物であるとすれば同人が、大正十一年（一九二二年）七月七日に出生したこと及び昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和十九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号六〇

林馬山（日本名林原馬山）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、明治四一年（一九〇八年）六月一五日出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。原告番号六一

孫富出については、被告の保管資料にはかかる名前の方は見当たらない。被告の保管資料には「孫富出」という類似した名前があり、同人が「孫富出」と同一人物であるとすれば、同人が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、明治四二年（一九〇九年）七月三日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

原告番号六二

文秉徳（日本名文元秉徳）が、昭和二〇年（一九四五年）八月二四日に舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。被告の保管資料によれば同人は、明治三八年（一九〇五年）六月一日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月二四日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。

三 請求の原因第三の二について（平成五年（ワ）第二二二五号事件）

原告番号七〇

孫東培は、被告の保管資料によれば、大正五年（一九一六年）五月二日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである。